

根室市議会基本条例（解説付）

目次

前文	【 P 1 】
第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）	【 P 2 】
第 2 章 市民と議会の関係（第 4 条～第 6 条）	【 P 4 】
第 3 章 市長等執行機関と議会及び議員との関係（第 7 条～第 11 条）	【 P 6 】
第 4 章 議会の組織体制等について（第 12 条～第 19 条）	【 P 9 】
第 5 章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等（第 20 条～第 22 条）	【 P 13 】
第 6 章 最高規範性と見直し手続き（第 23 条～第 24 条）	【 P 14 】
附則	

前文

根室市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である根室市長とともに、二元代表制の実効性を高め、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

このことから、政策活動等への市民参加を求め、市民に開かれた議会を目指し、最良の意思決定を行う。もって、市民の福祉の増進を図るとともに、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

本市の意思決定機関である根室市議会は、地方分権一括法の施行以降、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日にあって、議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則等をこの条例に定め、地方自治の実現により、市政の発展並びに、市民生活及び福祉の向上、さらには北方領土に隣接した地域の議会として領土問題解決に向けた取り組みに寄与するものである。併せて、地方自治法が定める概括的な規定の遵守とともに、市民に対する説明責任・情報公開、審査機能の追加・拡大、議員間の討議の活性化等を行うものである。

ここに、根室市議会は、市民、市の執行機関及び議会との関係を明らかにするなど、基本的な事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、根室市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針、その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民の生活並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、市政の発展並びに市民の生活及び福祉の向上に寄与するために議会が権能を発揮できるように、議会の基本理念・基本方針・基本的事項を示したことを説明するものです。

【用語解説】

権能：法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力のことを言います。本市議会には、予算や条例制定などの市の重要事項について意思決定を行う議決権、独自に策定した条例案などについての議案提出権、市長等が行う事務に対する監視権や、市政全般について独自に調査権を行うなどの様々な権能が与えられています。

市民：市内に居住する者。

市民等：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、本市の学校に在学する者等。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を評価及び監視するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見や専門的知見を的確に把握し、必要な調査を実施して市政に反映させるための議会運営に努め、政策立案、政策提言機能の充実強化に努める。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に定めるもののほか、この条例を踏まえ、議会運営に関わる条例、規則、申し合わせ事項を継続的に見直しする。

5 議会は、市民の議会への関心を高めるように、市民に対してわかりやすい視点、方法等により議会運営に努める。

【解説】

- 1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握して、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 議会の情報公開と説明責任を定めています。
- 4 市民にわかりやすい議会運営のために、会議規則等を継続的に見直すことを定めています。
- 5 市民の議会への関心が高まるよう議会運営に努めることを定めています。

【用語解説】

政策立案：市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することを言います。

政策提言：市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することを言います。

市長等執行機関：市、教育委員会等の市の各行政機関

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上のため活動する。

- 2 議員は、市政全般についての課題、市民の意見及び要望等を的確に把握し、また自己の能力を高めるために不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- 3 議員は、議会が言論の府であること、合議制の機関であること及び議員間は平等であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重する。

【解説】

- 1 議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。
- 2 議員が、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第4条 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開するとともに、議会の活動に関する情報を積極的に公開して、情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、会期中又は休会中を問わず、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努める。
 - 3 議会は、本会議及び常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。
 - 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その審議において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見を聴く機会を設けなければならない。
 - 5 議会は、議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を年1回以上開催する。

【解説】

- 1 議会は、市議会だよりなどで議会活動についての情報を積極的に公開することで、市民との情報を共有する必要があるため、本市議会では、情報の共有に向けた一環として、平成23年に議会改革について市民との意見交換会を開催していますが、今後さらにその取り組みを推進する議会としての姿勢を示すとともに、議会からの情報発信の手段として、議長が議会の代表として、様々なメディアを活用し、議会における決定事項や決定に至った議論の経過などの情報の提供に努めることを定めています。
- 2 市民に議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催する各種会議は原則公開とすることで、いつでも傍聴できるように定めています。
- 3 常任委員会等における討議に市民及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用することを定めています。
- 4 議会に提出された請願については、委員会において審査が行われます。ここでは、委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するに至った背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができます。
- 5 市民と議会活動や市政に関する情報を共有するため、議会自らが地域に出向き、直接議会活動についての報告を行うことを定めています。議案の審査における議論の経過や審査結果など、議会としての考え方を報告するとともに、それに対する意見を伺うことで、議会運営や市政発展への参考にしたいと考えています。

【用語解説】

参考人制度：常任委員会等が、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要であると認めるときに、審査の参考とするため利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出頭を求め、意見を聴くことを言います。

公聴会制度：議会が、一定の事項について判断、決定するときに、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、参考とすることをいいます。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から交互に意見を聴きます。

紹介議員：地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければなりません。(地方自治法第124条)紹介議員は、請願書の表紙に署名を行なうことから、少なくとも請願の趣旨に賛同している必要があります。

(市民意見の反映)

第5条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等さまざまな手法により市民等の意見を反映させるよう努める。

【解説】

議員が条例制定等をするにあたっては、制定過程でパブリックコメントの実施や様々な手法により、市民に対しその素案の説明を行うとともに、意見を募集し、条例案等に反映させることを定めています。

【用語解説】

パブリックコメント：本市の政策等の立案過程において、策定しようとする政策等の趣旨、目的、背景その他必要な事項を事前に公表し、広く市民等から意見又は提案を求め、提出された意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。(根室市市民意見公募手続き(パブリックコメント)実施要綱第2条第1項)

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど、情報の提供に努める。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努める。

【解説】

- 1 議会は、市政の重要な情報を議会独自の視点から市民に周知することを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第3章 市長等執行機関と議会及び議員との関係

(市長等と議会の関係)

第7条 議会審議において、議員と市長その他の執行機関の長及び補助職員(以下「市長等」という。)は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議員は、本会議及び委員会において質問及び質疑を行う場合は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式等で行う。
- 3 市長等は、当該議員又は委員の質問及び質疑に対し、答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

【解説】

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について定めています。
- 2 論点、争点を明確にするため質問方法を定めています。
- 3 反問については、本会議や委員会において、市長等は、議員からの質問や質疑に対して答弁を行います。答弁を行うにあたり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。そこで、市長等が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めることで、議論を明確にしようとするものです。
また、反問には、議論の明確化に加え、市長等から議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市長等との議論が深まることが期待されます。
- 4 質問には、次のものがあり、根室市議会会議規則、根室市市議議会先例集で定めています。

代表質問：毎年度の当初予算を審議する会議で市長が行う市政方針、または市長当選後初めての会議で市長が行う所信表明に対して行う質問のことをいいます。各会派の代表等が質問を行います。

一般質問：議員が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問のことをいいます。

一問一答方式：質問項目のうち、一つずつ尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁と言う形で問答を繰り返す方式をいいます。これに対し、質問項目すべてを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する質問の方法を「一括質問一括答弁方式」と言います。本市議会は、本会議における1回目の質問は「一括質問一括答弁方式」で行い、2回目以降の質問は一問一答方式で行うこととしています。

(市長の政策等の形成過程の説明責任・情報公開)

第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対して、次に掲げる事項を明らかにするよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 市民参画の実施の有無及びその内容
 - (4) 根室市総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる政策費用及び効果
 - (7) 関係法令、条例等
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、立案及び執行における論点並びに争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努める。
- 3 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、第1項及び第2項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

【解説】

- 1 政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。
- 2 議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。
- 3 市長が、予算案や決算を議会に提出するにあたり、前条同様に、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

- 第9条 議会は、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長等執行機関がともに市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件の追加を積極的に活用する。
- 2 前項の議決すべき事件については、別に定める。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。加えて、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

本市議会では、現在、各法律に基づいて市が策定する、根室市過疎地域自立促進市町村計画と落石辺地総合整備計画の策定や変更について、議決事件としています。本条例では、根室市総合計画基本構想・基本計画、根室市耐震改修促進計画、根室市障がい者福祉計画及び根室市高齢者保健福祉計画を新たに議決事件に加え、これにより、計画策定時点から議会意見の反映を可能としています。

なお、各法律に基づく計画以外の計画については、市長提出による条例で定めることとしています。今後も必要に応じて、議決事件の追加、見直しを行います。

(採択請願への対応)

第10条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

憲法では、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、誰もが請願を行う権利があることが規定されています。ここでは、議会として賛意を表した（採択した）請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に努めることや、実現に向けた対応の経過などを議会へ報告することを義務付けています。

(文書質問)

- 第11条 議員は、議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を經由して市長等に対し休会中に文書質問を行うことができる。
- 2 議長は、前項の文書質問があったときは、原則としてこれを市長等に送付しなければならない。
 - 3 市長等は、前項の規定により送付された文書質問に速やかに答えなければならない。

【解説】

議員が、市政に関して文書による質問を、議長を經由して行うことができるとし、これに対して市長等は速やかに回答する義務があることを定めています。

第4章 議会の組織体制等について

(討論による合意形成及び政策提言等)

- 第12条 議員は、議案審査に当たっては、議員相互間の自由な討議に努めるとともに、議長、委員長等は、討議の結果を市政に反映させるための意見集約に努める。
- 2 議会は、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合は、議員相互間の論議を尽くし、合意形成を図るよう努めなければならない。
 - 3 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努める。

【解説】

- 1 議員間での議論を活性化していこうという姿勢に加え、議長、委員長といった会議の長が、議論の結果を市政に反映させるための意見集約を行うことを定めています。
- 2 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心に運営に努めるとともに、委員会において議案審議等の結論を出す場合、委員間で十分に討論、議論を尽くして合意形成に努めること、市民に対し経過及び結果の説明責任を果たすことを定めています。
- 3 議会は、あらゆる会議において、議員間での討議に努めます。その結果、集約がなされた内容については、議会として、市長等に対し政策として提言したり、議員からの条例制定議案を提出したりするなど、実際の予算、施策に結びつけていかなければなりません。

(通年議会)

- 第13条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。
- 2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行う。
 - 3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

【解説】

これまでは、3か月ごとに開かれる定例会や必要に応じて開かれる臨時会により、提案される議案に対する審査・議決を行ってきました。しかし、定例会、臨時会の開会手続きに時間を要することや、議会の閉会中には、市長により地方自治法第179条第1項の規定に基づく、専決処分が行われるなどの課題がありました。

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができます。

また、常任委員会・特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能となります。ここでは、特に常任委員会において、所管事務調査が精力的に行われるよう定め、これにより各常任委員会が所管する部局の課題に対して素早い対応ができると考えられます。

【用語解説】

専決処分：本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに自ら処理することをいいます。緊急を要するため議会を開いて議決する時間がない場合（地方自治法第 179 条第 1 項）や議会の権限に属する軽易な事項で議会が議決により特に指定した事項（地方自治法第 180 条第 1 項）について行われます。

常任委員会：それぞれの委員会に属する市の事務に関する調査を行い、議案等を審査します（地方自治法第 109 条第 1 項）。本市議会には、総務、文教厚生、産業経済の計 3 常任委員会があります。

特別委員会：常任委員会とは別に、特定の事項や、複数の常任委員会にまたがる事項について審査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいいます。本市議会には、現在は、北方領土対策、人口ビジョン・総合戦略策定等、ロシア 200 海里水域内に関する水産経済対策の委員会に加え、予算、決算に関する委員会があります。

所管事務調査：常任委員会が、所管する部局の事務に関する調査を行っています。（地方自治法第 109 条第 4 項、根室市議会会議規則第 95 条第 1 項）

（委員会中心主義）

第 14 条 議会の運営は、原則として委員会での審査、調査を経た後、その結果をもとに本会議において審議、表決を行う。

【解説】

議会の運営は、委員会の結果をもとに本会議において審議、表決を行うことを定めています。

（委員会の適切な運営）

第 15 条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民に分かりやすい運営に努める。

2 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努める。

3 委員会は、市政課題に柔軟に対処するため、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努める。

4 委員会は、審査等に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、市民にわかりやすく対応するとともに、積極的に懇談会等を開催し、市民との意見交換を行うことを定めています。

(会派)

第 16 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ他の会派との間における調整を行い、合意形成に努めるほか、各会派代表者会議、議会運営委員会等を通じ、会派間における調整を行うものとする。
- 4 前項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものではなく、また、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催するものとする。

【解説】

- 1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動できることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動することを定めています。
- 3 会派間での合意形成に努めることを定めています。
- 4 会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮することを定めています。
- 5 各会派代表者会議の開催手続きを定めています。

【用語解説】

会派：本市議会では、2人以上の所属議員を有する団体を会派としています。

(議会事務局の体制整備)

第 17 条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努める。

【解説】

議会事務局は、地方自治法により議会に設置できると規定されています。本市議会でも議会事務局を設置しており、現在、議会事務局職員は、市職員が出向と言うかたちで携わり、議会に関する事務を行っています。

政策立案や政策提言を行うにあたり、議員には様々な調査研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実を図ろうと言うものです。

(議会研修、議員研修及び政務活動費)

第 18 条 議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努める。

- 2 議員は、資質及び政策提言並びに政策立案等の能力向上ため、研修及び調査研究に努める。
- 3 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第 100 条第 14 項から第 16 項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行う。

- 4 会派又は議員は、根室市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年根室市条例第 28 号）第 6 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従い、適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負う。

【解説】

- 1 議員の政策提言及び政策立案等能力向上のため、議員研修を充実強化するとともに、議員の資質並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、研修及び調査研究について定めています。
- 2 政務活動費は、議員の調査研究に役立てるため、地方公共団体が会派又は議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき交付されています。
ここでは、会派又は議員が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うことを定めていますが、政務活動費を充てることができる経費の範囲に従った適正な執行でなければなりません。また、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。

（議会図書室の設置、公開及び専門的知見の活用）

第 19 条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書の実に努める。

- 2 図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。
- 3 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に関わる調査を活用して、討議に反映させるよう努める。

【解説】

- 1 地方自治法では、議員の調査研究のために、議会図書室を設置することが定められています。議員の政策立案及び政策提言のために、一層充実させる必要があります。
また、議会図書室は、誰もが利用できることについて定めています。
- 2 本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なくありません。そのため、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映しようとするものです。

第5章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬等

(議員の政治倫理)

第20条 議員の政治倫理は、根室市議会議員政治倫理条例（平成21年根室市条例第13号）で定める。

2 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、条例を規範とし、遵守しなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表であり、本市の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展や市民生活の向上に携わっています。そのため、誠実かつ公正な職務を行わなければなりません。

本市議会では、根室市議会議員政治倫理条例により、議員としての責務と政治倫理基準を定めており、議員は、この内容を遵守し、品位の保持する義務があることを定めています。

(議員定数)

第21条 議員定数は、根室市議会議員定数条例（平成14年根室市条例第44号）で定める。

2 議員定数にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し、総合的な観点から決定する。

【解説】

議員定数は、根室市議員定数条例で定めることとしています。

また、議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討することを定めています。

(議員報酬等)

第22条 議員報酬等は、根室市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和33年根室市条例第41号）で定める。

2 議員報酬等は、そのあり方を含め、その額が議員の職務及び職責に見合うよう適時に見直しをするため、根室市特別職報酬等審議会条例（昭和39年根室市条例第63号）に定める審議会の意見を参考にする。

【解説】

議員報酬等は、根室市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めるとともに、議員報酬等の改正は、根室市特別職等審議会の意見を参考に行財政改革の側面だけではなく、市政の現状や将来展望を踏まえて総合的に検討することを定めています。

第6章 最高規範性で見直し手続き

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

2 議会は、議員にこの条例を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

議会基本条例は、根室市議会における最高規範であるとともに、一般選挙後の条例の研修について定めています。

(見直し手続き)

第24条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例を含む議会関係条例等の改正が必要と認められた場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

この条例の検証と対応について定めています。